

(1) 認可及び確認について

- ・ 乳児等通園支援事業の実施に当たって、事業者は自治体に**認可**及び**確認**の申請をする必要がある。
- ・ 自治体は、事業者から提出された書類を審査し、認可及び確認の決定を行う。

※ 認可…事業を実施する施設の面積・人員、設備等が基準を満たしているか

【参照条文】 児童福祉法第34条の15、児童福祉法施行規則第36条の36第 1 項及び第 2 項

※ 確認…認可された施設において事業を実施する事業者が適格か（給付対象か）

【参照条文】 子ども・子育て支援法第54条の 2 第 2 項

(2) 子ども・子育て会議の意見聴取

- ・ (1) の認可及び確認の決定に当たっては、児童福祉法審議会等の意見を聞かなければならない。

【参照条文】 児童福祉法第34条の15第 4 項、子ども・子育て支援法第54条の 2 第 3 項

(3) 令和8年10月認可及び確認事業所

	施設種別	施設名	所在地	事業者名	地域区分	実施型	定員
1	認可保育所	スターリーフ	市野谷441番地の3 (運A85街区6)	グッドスターキッズハウス 株式会社	中部	余裕活用型	—
2	認可保育所	AIAINURSERY 流山おおたかの森	市野谷244番地 (運A1-2街区5)	AIAI Child Care 株式会社	中部	余裕活用型	—
3	認可保育所	AIAINURSERY 第二流山おおたかの森	市野谷204-2 (運A5街区3)	AIAI Child Care 株式会社	中部	余裕活用型	—
4	認可保育所	AIAINURSERY南流山	木三丁目12番地の1	AIAI Child Care 株式会社	南部	余裕活用型	—

実施型について

- ① 余裕活用型 ⇒ 「定員内」の空き枠で、在園児と同じ保育室を活用
- ② 一般型（在園児合同） ⇒ 「定員外」で、在園児と同じ保育室を活用
- ③ 一般型（専用室独立） ⇒ 「定員外」で、認可基準を満たした保育室を活用